

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市協賛取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市開催準備総合計画に基づき、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」及び競技別リハーサル大会（以下「両大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の範囲)

第2条 協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品並びに運営に係る用具（以下「協賛物品等」という。）について行う。

(協賛の実施方法)

第3条 協賛の受入れは、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）で行う。

- 2 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- 3 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- 4 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

(協賛として取り扱わないもの)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 両大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

(協賛の表示)

第5条 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示をすることが困難または不適當な場合は、その他の方法により表示をするものとする。

- 2 前号の規定により表示をする場合は、協賛者名及び文字、イラスト等の表示方法について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て原則協賛者が行うものとする。

(謝意の表明)

第6条 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、付表1の協賛取扱基準に基づき協賛者へ謝意を表すものとし、必要に応じて市実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

(協賛の受入期間)

第7条 協賛の受入期間は、両大会終了までとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。